

長野県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 59 条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「単管規則」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「共管規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を以下により定める。

(指定の申請)

第2条 法第 59 条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する必要な書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 申請年度の支援業務事業計画書
- (2) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (3) 法人の定款及び登記事項証明書
- (4) 申請に係る意思決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 申請以前（申請年度の過去 3 年に限る。）に行っている法第 62 条に規定する支援業務の実績（申請年度の過去 3 年のうち直近の活動実績の存する年度分に限る。）を示す書類
- (8) 職員の支援業務従事歴を記載した書類
- (9) 適切な個人情報管理のための措置が取られていることを確認できる書類
- (10) 申請者が法第 62 条第 1 項に規定する債務保証業務を行う場合は、次のいずれかの書類
 - ア 法第 62 条第 2 号から第 5 号までに掲げる業務のいずれかの経験があることが分かる書類
 - イ 単管規則第 20 条第 2 号の登録を受けているものとしての業務の経験があることが分かる書類
 - ウ 社会福祉協議会の事業その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業

務の経験があることが分かる書類

(11) 申請者が法第 62 条第 5 項に規定する残置物処理等業務を行う場合は、次のいずれかの書類

ア 法第 62 条第 1 号から第 4 号までに掲げるいずれかの業務の経験があることが分かる書類

イ 弁護士、司法書士等の事務所における法律関係業務の経験があることが分かる書類

ウ 社会福祉協議会の事業その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験があることが分かる書類

(12) 債務保証業務及びこれに付帯する業務、残置物処理等業務及びこれに付帯する業務、その他の業務の経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理していることが分かる書類

(13) 地方公共団体又は法第 81 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携体制が分かる資料

(14) 誓約書（様式第 2 号）

(15) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(16) その他知事が必要と認める書類

（指定の基準等）

第 3 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請者が法第 59 条第 1 項各号の基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

4 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、法第 59 条第 1 項各号の基準に適合しないと認めるときは、指定しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

（市町村長からの推薦）

第 4 条 申請者は、法第 59 条の規定による指定に関する推薦を、居住支援活動等を連携して行っている当該市町村長より受けることができる。この場合は住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書（様式第 3 号）を市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項による申請があった場合は、各市町村における居住支援活動に関し、当該法人との連携実績又は今後の連携予定があり、支援法人としてふさわしいと認められ推薦するにあたり支障がないと判断できる場合、知事に推薦を行うものとする。

なお、推薦を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書（様式第 4 号）を知

事に提出することとし、申請者に対し写しを交付することができる。

- 3 前項による推薦があった場合、知事は、当該法人の指定に際し、斟酌するものとする。
- 4 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動その他の状況について確認することができる。

(変更)

- 第5条 法第61条第1項の規定による変更の認可は、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務変更申請書（様式第5号）を知事に提出することにより行うものとする。
- 2 法第61条第2項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の14日前までに、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第6号）を知事に提出することにより行うものとする。
 - 3 知事は、前各項の規定により変更の認可又は変更の届出を受理した場合は、速やかに法第61条第1項第3号の規定により県ホームページで公表するものとする。

(債務保証業務委託)

- 第6条 法第63条の規定により、支援法人は債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関等に委託するときは、債務保証業務委託認可申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。
- 2 前項に規定する必要な書類とは、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書とする。
 - (1) 委託しようとする者が金融機関である場合は、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けた者であることを証する書類
 - (2) 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の登録を受けた家賃債務保証業者である場合は、それを証する書類
 - (3) 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、それを証する書類
 - 3 第1項の規定による認可を受けた債務保証に関する業務の委託について変更しようとするときは債務保証業務委託変更認可申請書（様式第8号）に必要な書類を添付し、知事に提出し認可を受けるものとする。
 - 4 知事は、第1項及び第3項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。
 - 5 知事は、第1項及び第2項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(債務保証業務規程認可)

- 第7条 債務保証業務を行おうとするときは、法第64条第1項第1号の規定により、債

務保証業務規程について債務保証業務規程認可申請書(様式第 9 号)に債務保証業務規程を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。

- 2 前項の規定による認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは債務保証業務規程変更認可申請書(様式第 10 号)に債務保証業務規程を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。
- 3 知事は、第 1 項及び第 2 項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第 1 項及び第 2 項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(残置物処理等業務規程認可)

第 8 条 残置物処理等業務を行おうとするときは、法第 64 条第 1 項第 2 号の規定により、残置物処理等業務規程について残置物処理等業務規程認可申請書(様式第 11 号)に残置物処理等業務規程を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。

- 2 前項の規定による認可を受けた残置物処理等業務規程を変更しようとするときは残置物処理等業務規程変更認可申請書(様式第 12 号)に残置物処理等業務規程を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。
- 3 知事は、第 1 項及び第 2 項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第 1 項及び第 2 項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(事業計画等認可)

第 9 条 法第 65 条の規定により、毎事業年度の開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあつては指定を受けた後、遅滞なく)支援業務事業計画等認可申請書(様式第 13 号)に必要な書類を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。

- 2 前項の必要な書類として、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 支援業務事業計画書
 - (2) 支援業務収支予算書
- 3 第 1 項の認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書(様式第 14 号)に必要な書類を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。
- 4 知事は、第 1 項及び第 3 項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第 1 項及び第 3 項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第 10 条 法第 65 条第 2 項の規定による支援業務に係る事業報告書及び収支決算書の提出は支援業務事業等報告書提出書(様式第 15 号)により行い、財産目録及び貸借対照表を添付するものとする。

(支援法人の辞退)

第 11 条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(第 16 号様式)により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定により届出を受理した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(指定の取消し等)

第 12 条 知事は、法第 70 条の規定に基づき、支援法人の指定の取消しを行った場合は、当該支援法人へ通知し、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 9 日から施行する。